

大野町長選挙投票日 2月8日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

大野町長の任期満了による選挙が2月3日(火)に告示され、2月8日(日)に投票が行われます。

今回の選挙は、町政の将来を託す大切な選挙であり、もっとも身近で、自分たちの暮らしにかかわる選挙です。明日の大野町を託す候補者を、われわれ一人ひとりが真剣に考えましょう。

大野町長選挙	
告 示 日	2月3日(火)
投 開 票 日	2月8日(日)
投 票	午前7時～午後8時
	【第1投票区】 大野ふれあいセンター
	【第2投票区】 豊木ふれあいセンター
	【第3投票区】 富秋ふれあいセンター
	【第4投票区】 西郡ふれあいセンター
	【第5投票区】 鶯ふれあいセンター
	【第6投票区】 川合ふれあいセンター
開 票	総合町民センター ふれあいホール 午後9時～
期日前投票	役場1階 2月4日(水)～7日(土)午前8時30分～午後8時

有権者

◆投票できる人

(年齢要件) 平成20年2月9日以前の出生者で選挙人名簿に登録されている方(18歳以上)

(住所要件) 令和7年11月2日以前から引き続き大野町に住民登録し、選挙人名簿に登録されている方

※ なお、令和8年1月15日以後に町内転居された方は、旧住所地の投票所で投票していただくことになります。

◆投票所入場券の交付

有権者は選挙人名簿に登録され、それぞれの属する投票区の投票所への入場券が交付されます。

入場券は郵便封書で郵送されますので、各投票所へ持参してお出かけください。なお、入場券が未達又は紛失した場合でも、選挙権があれば投票できますので、受付でその旨を申し出てください。

期日前投票・不在者投票

投票日に、仕事等の都合で投票所へ行けない方は、期日前投票ができます。また、投票するときは18歳未満であるが、投票日までに18歳になる人で、投票日に投票所に行けない人は、不在者投票ができます。どちらも告示日の翌日から投票日の前日までの午前8時30分から午後8時までに、入場券を持参して役場までお越しください。

また、入院中の病院や老人ホームなどの施設で投票することができる「不在者投票制度」もありますので、病院などに問合させてください。

◆郵便による不在者投票

この投票は、投票日前4日前(2月4日(水))までに請求しなければなりません。郵便投票証明書の交付を受けている方は、詳しくは大野町選挙管理委員会にお尋ねください。